

【当該地域の所有者不明農地の概要】

当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地の状況 <ul style="list-style-type: none"> 類型① 遊休化しているが利用意向調査の宛先が不明 類型② 相続人が行方不明で農地中間管理事業の更新が不可能 ・解消に取り組む経緯 <ul style="list-style-type: none"> 類型① 地域から遊休農地への苦情があり解消が課題となっている 類型② 担い手が利用権設定の継続を希望
筆数、面積	類型① 14筆、9,020㎡ 類型② 5筆、5,929㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

類型①		類型②	
探索	11月頃	探索	11月頃
利用意向調査送達	12月頃	農地台帳整理	12月頃
農地台帳整理	2月頃	意思能力確認	継続中

【支援地域の地図・航空写真等】

別紙の図面のとおり（類型②を除く）

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・農業会議による支援内容
 - 所有者不明農地の解消に取り組む他市町農業委員会との情報交換の場や司法書士との相談機会の提供
- ・農業委員会の取り組み内容
 - 類型① 登記名義人等の戸籍簿等を備えると思料される市町村長への戸籍謄本等の請求
 - 類型② 類型①の取り組みに加えて司法書士への相談
- ・解消の結果
 - 類型① 14筆中12筆の相続人の住所を特定し連絡に成功
 - 類型② 5筆の相続人（1人）の住所を特定するも意思能力不明
- ・解消に当たってのポイント
 - 令和7年3月13日付総行住第38号総務省自治行政局住民制度課長通知の標準様式を活用することで公用請求の事務を簡略化
- ・解消にあたっての課題・支障となった点
 - 類型② 相続人が救護施設に収容されており意思能力を欠く場合は民法第3条の2の規定により契約が無効となるため農地中間管理事業の更新が不可能
- ・農業委員会の声
 - 定期的な情報交換の場が提供されたことで業務の参考となった司法書士のアドバイスを受け円滑な解消推進が図られた

所有者不明農地対策事業地
類型①

